

J A F 近畿地域クラブ協議会見舞金給付細則

J A F 近畿地域クラブ協議会会則第 4 条（以下「会則」という）により、以下の細則を定め正会員及び登録会員への見舞金給付を行う。但し、競技参加者は自己責任を承知して各競技会に参加しており、事故等に対して会員への抗議・告訴等を行わないことを条件として見舞金は給付される。

第 1 条 J A F 公認競技会（正会員の主催するクローズド競技を含む。以下「公認競技会」という）において事故（以下「A 見舞金」という）及び突然死（以下「B 見舞金」という）により、正会員及び登録会員に下記事項が発生した場合、本細則に従い見舞金給付を行う。

1. 負傷（A 見舞金）
2. 死亡（A・B 見舞金）
※突然死した者（公認競技会中、心臓・脳・血管障害等の疾病により、発病から 24 時間以内に死亡した場合を対象とする。）
3. 正会員が社会的地位を脅かされた場合（A 見舞金）

第 2 条 給付を受ける者は次の通りとする。

1. 公認競技会に登録された登録会員
 - ・ 死亡の場合は予め本人が定めた受取人または法定相続人
 - ・ 死亡以外の場合は本人※本人が死亡時の受取人を指定する場合は登録会員申請時に書面にて申請しなければならない。
2. 公認競技会を主催する正会員
 - ・ 事前に登録された競技役員（登録会員以外）の負傷、死亡の場合
 - ・ 正会員が社会的地位を脅かされた場合（訴訟費用等）

第 3 条 公認競技会を開催する正会員は競技会当日までに競技役員名簿及び参加者名簿を提出しなければならない。また、事故発生後 14 日以内に事故の内容を報告しなければならない。

給付を受けようとする者は、J M R C 近畿事務局に事故発生後 90 日以内に次のものを提出しなければならない。

1. 提出書類：見舞金給付請求書
診断書、同意書、参加申込書等、公式に登録された証明
J M R C 近畿登録会員証の写し・競技運転者許可証または公認審判員許可証の写し
2. その他：審査の段階で必要とされたもの

第 4 条 本細則第 1 条に定める登録会員への給付は次の通りとする。

1. 同一年度内の見舞金最高限度額は、年度総会にて承認された当該年度の A・B 見舞金額とする。但し、A 見舞金は最高 1 名 1 千万円迄とし、B 見舞金は最高 200 万円迄の金額とする。
2. 見舞金の給付区分は、当該年度見舞金を 100% とし、その都度運営委員会により額を決定する。なお、人身事故への給付は、別紙 1（A 見舞金給付区分表）に定める。
3. 正会員を告訴しないことを条件として、見舞金は給付される。
4. 対象範囲は、競技会場敷地内における、当日の競技会参加受付から競技会終了までの競技に関わる事故とする。但し、ラリーの場合は、当日の競技会参加受付から競技会終了までとする。
5. J A F 公認競技会以外の催事・行事（走行会・講習会・アトラクション等）における事故は見舞金の対象範囲としない。但し、事例に応じて全国協議会に見舞金給付金の申請をする場合がある。
6. 他地域と重複した給付金の支払いは行わない。

第 5 条 本細則第 1 条に定める正会員への給付は次の通りとする。

1. 年度総会にて承認された当該年度の A・B 見舞金額とする。但し、A 見舞金は最高 1 名 5 0 0 万円迄とし、B 見舞金は最高 1 0 0 万円迄の金額とする。
2. J M R C 近畿シリーズ主催の正会員は 1 0 0 % とし、その他の正会員は 5 0 % の金額とする。
3. 見舞金の給付区分は、当該年度見舞金を 1 0 0 % とし、その都度運営委員会により額を決定する。なお、人身事故への給付は、別紙 1 (A 見舞金給付区分表) に定める。
4. 正会員が社会的地位を脅かされた場合 (訴訟費用等) の A 見舞金は 1 競技会最高 5 0 0 万円迄の金額とする。但し、本条 3. との重複した見舞金給付はされない。
5. 対象範囲は、競技会場敷地内における、当日の競技会参加受付から競技会終了までの競技に関わる事故とする。但し、ラリーの場合は、当日の競技会参加受付から競技会終了までとする。
6. J A F 公認競技会以外の催事・行事 (走行会・講習会・アトラクション等) における事故は見舞金の対象範囲としない。但し、運営委員会において事例に応じて検討し見舞金を給付する場合がある。

第 6 条 本細則の改定は、J M R C 近畿運営委員会全員の賛成を必要とする。

この給付細則は	1 9 8 6 年 1 1 月 1 日	施 行
	1 9 9 0 年 1 月 1 日	改定施行
	1 9 9 2 年 2 月 1 6 日	改定施行
	1 9 9 4 年 2 月 1 3 日	改定施行
	1 9 9 5 年 2 月 5 日	改定施行
	1 9 9 6 年 2 月 4 日	改定施行
	1 9 9 7 年 2 月 2 日	改定施行
	1 9 9 8 年 1 月 1 日	改定施行
	1 9 9 9 年 1 月 1 日	改定施行
	2 0 0 0 年 1 月 1 日	改定施行
	2 0 0 3 年 2 月 2 日	改定施行
	2 0 0 7 年 2 月 4 日	改定施行
	2 0 0 9 年 1 月 1 8 日	改定施行
	2 0 1 0 年 1 月 2 4 日	改定施行
		以 上

別表1 A見舞金給付区分表

1. 給付金区分-1・・・100%
 - 1) 死亡
 - 2) 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの

2. 給付金区分-2・・・100%
 - 1) 両眼が失明したもの
 - 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 - 3) 神経系統の機能または神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - 6) 両上肢の用を全廃したもの
 - 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - 8) 両下肢の用を全廃したもの
 - 9) その他身体の著しい障害により、終身自用を弁ずることができないもの

3. 給付金区分-3・・・80%
 - 1) 1眼が失明したもの
 - 2) 両眼の視力が0.02以下になったもの
 - 3) 神経系統の機能または神経に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
 - 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
 - 7) 両耳の聴力を全く失ったもの

4. 給付金区分-4・・・70%
 - 1) 咀嚼または言語の機能を廃したもの
 - 2) 神経系統の機能または神経に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
 - 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
 - 4) 両手の手指の全部を失ったもの

5. 給付金区分-5・・・60%
 - 1) 両眼の視力が0.06以下になったもの
 - 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
 - 3) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - 4) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
 - 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

6. 給付金区分-6・・・50%
 - 1) 神経系統の機能または神経に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - 3) 1上肢を腕関節以上で失ったもの
 - 4) 1下肢を足関節以上で失ったもの
 - 5) 1上肢の用を全廃したもの
 - 6) 1下肢の用を全廃したもの
 - 7) 両足の足指の全部を失ったもの

7. 上記以外の障害については、JMRC近畿運営委員会により給付金を協議決定する。
8. 障害が複数当該する場合には、最上位を適用する。

以 上

別表２ 見舞金給付区分表

後 遺 障 害	見舞金割合
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	
1耳の聴力を全く失ったとき	30%
脊柱に運動障害を残すとき	
鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	
咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
外貌に著しい醜状を残すとき	
脊柱に奇形を残すとき	
1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	
拇指以外の1指を2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	10%
1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	
1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
1眼の矯正視力が0.6以下になったとき	5%
1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計60%以下になった場合をいう）となったとき	
1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	
歯に5本以上の欠損を生じたとき	
1腕または1脚の機能に障害を残すとき	3%
拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	
第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	
外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	
事故日より180日以内の入院については、180日の範囲内で入院1日につき	1,500円
事故日より180日以内に5日以上の治療（入院を含む）を受けた場合、80日を限度として通院1回につき	1,000円